

一般包括輸出承認申請理由書（記載例）

経済産業大臣 殿

- 輸出承認申請書と同じ申請者名を記載
(会社名、役職(代表者)、氏名(代表者名))

申請日 ○○○○年○月○日

申請者名 〇〇〇株式会社
役職・氏名

住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町 1-2-3
 電話番号 (担当) 1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0
 (〇〇課 経産 太郎)

担当者の電話番号、所属部署・氏名を記載

1. 新規・変更・更新の別

新規（新規申請）

変更（既に一般包括輸出承認をお持ちで、会社名・会社住所の変更、品目の変更の場合）

更新（有効期限到来による更新申請。更新申請は有効期限の3ヶ月前から申請可能）

※変更・更新の場合は、お持ちの一般包括輸出承認番号と有効期限も記載ください。

2. 申請理由 (例)

- （輸出商品名）の輸出を予定しており、当該貨物は○○（規制対象化学物質名）を○
○%超えて含有し、輸出貿易管理令別表２の２１の３に該当するため新規の申請を行うもの。
（複数ある場合は、同様にそれぞれ記載のこと。）
- 会社名の変更、会社の転居に伴う住所変更のため ／ 取扱品目の変更のため
- 有効期限到来による更新申請のため 等

3. 一般包括輸出承認により予定される輸出の概要

※貴社の輸出業務全般の概要、麻薬等原材料に係る社内輸出管理体制、輸出実績・予定に関し、商流に則し詳細に記載ください。

(例)

- (1) 輸出業務全般の概要（自社の業務内容、主な輸出貨物、主な取引先企業名、輸出貨物の用途、仕向国）

- (2) 麻薬等原材料に係る社内輸出管理体制（全体の流れ）

- ・ 取引の引き合いがどこ（担当部署：営業等）に来て、担当部署等での確認（輸出貨物、該非確認、需要者名、需要者事業内容、最終用途等）を行った後、社内取引審査（担当部署による社内起票、社内審査、該非確認責任者による①該非確認、②麻薬等の製造に使用されない客観的な判断、③一般包括輸出承認の使用可否等）及び取引の最終判断（統括責任者による総合判断）をどのように行っているのか、等記載してください。

- ✓ 輸出貨物の該非判定は自社でどのように行っているのかも具体的に記載のこと。
- ✓ 輸出貨物を麻薬等の製造に使用されないことをどのように確認しているのかも具体的に記載のこと。

※ 統括責任者及び該非確認責任者は、様式aの登録書により登録されている者を指します。

- (3) 包括承認を用いて予定している輸出案件（輸出実績がある場合は併せて記載）

※ 輸出予定（実績）の規制対象物質が複数ある場合は、商品（規制対象化学物質）ごとに以下の項目を記載してください。

(例)

- 輸出貨物：商品名〇〇、製造メーカー名、含有規制対象化学物質名、単一物質or混合物（混合物の場合は規制対象化学物質の含有量（%）を記載）

- 仕向地：○○国、○○地域

- 買主名：〇〇社、住所及び事業概要

- 荷受人：〇〇社、住所及び事業概要

- 最終需要者：〇〇(正式社名)、住所、事業概要、最終用途

- ✓最終用途 (例)

- ・最終需要者に継続的に〇〇の原料である輸出貨物〇〇の供給を行っている。
- ・最終需要者は輸出貨物〇〇を使って〇〇を製造
- ・最終需要者は、〇〇製造工程の〇〇として輸出貨物〇〇を使用

※ 1 ページで記載しきれない場合は、複数ページで作成するか別紙に記載し提出してください。